

# 浅井了意の産死観

金 慧 珍

## 要 旨

産死とは、母か子、または母子ともに難産や墮胎等で死ぬことである。本稿では浅井了意の通俗仏書『仏説地藏菩薩発心因縁十王経注解』『難産冤蒙之説』、『観無量寿経鼓吹』『産難冤責之弁』、仮名草子『戒殺物語・放生物語』『子を生て殺生すべからざる事』を精読し、産死に関する章段の趣意や執筆意図が書物の性格によってどのように異なるかを考察する。『戒殺物語・放生物語』は明代の禅僧・株宏の『戒殺放生文』の和訳書であり、産死や殺生戒を説く「子を生て殺生すべからざる事」には明代の天台僧・宗本撰『帰元直指集』に依拠した箇所がある。「難産冤蒙之説」と「産難冤責之弁」では、産死の理由に流産・墮胎・夭折を加え、流産・墮胎を殺生とみなしており、これらは『戒殺物語・放生物語』の内容を発展させたものと思われる。三書の共通点として、産死を殺生の悪報ととらえる点、滅罪しない限り報いを受け続けるとしている点が指摘できる。一方、『仏説地藏菩薩発心因縁十王経注解』では罪報に、『観無量寿経鼓吹』では大勢至菩薩による滅罪に、『戒殺物語・放生物語』では殺生戒に重点が置かれており、そこに三書の性格の違いが表れている。なお、了意の『伽婢子』には産死を素材とする幽霊女房譚があり、その根底にある産死観は前掲の三書に確認できたものと同様であって、産死と神仏による救済についての考え方も共通している。



はじめに

浅井了意（？——一六九一）は仮名草子作者であると同時に浄土真宗の僧侶であり、著作に『仏説善悪因果経直解』<sup>(1)</sup>をはじめ、「浄土三部経鼓吹」、『勸信義談鈔』など数多くの通俗仏書がある。従来、了意の著作態度として特定の文献を再利用すること、そして仮名草子の作品中に仏書に通じる話柄の少なくないことが指摘されてきた。<sup>(2)</sup>了意の仏書『仏説地藏菩薩発心因縁十王経注解』（天和二年自叙、天和三年刊。以下『十王経注解』）巻之十三の十一「難・産冤・蒙ノ之説」と『観無量寿経鼓吹』（寛文十三年成、延宝二年刊。以下『観経鼓吹』）巻二十一の二十二「産難冤責之弁」および仮名草子『戒殺物語・放生物語』<sup>(3)</sup>（寛文四年刊。以下『戒殺放生物語』）巻一の三「子を生て殺生すべからざる事」には、産死と産死について類似の記述が見られる。これら三書の共通点は、産死（母か子、あるいは母子ともに横産・逆産等の産死、墮胎のような異常な出産で死ぬこと）を殺生の罪報としてしていることである。了意は早くに墮胎という素材を、平仮名本『因果物語』<sup>(4)</sup>（了意編著、万治頃刊）巻五の六「はらみ子をおろしてむくひける事」で取り上げている。これは墮胎を生業とする老婆が、自らが殺した胎児に恨まれ、責め殺される話であり、了意はすでに墮胎に関心を持っていたと思われる。

『戒殺放生物語』「子を生て殺生すべからざる事」と『観経鼓吹』「産難冤責之弁」については、明代の天台僧・宗本撰『帰元直指集』<sup>(5)</sup>（隆慶四年成、寛永二十年刊和刻本）下巻七十六「分一産解<sup>スル</sup>レ冤ニ戒殺<sup>ニ</sup>」が利用されていることが既に指摘されている。<sup>(6)</sup>しかし『十王経注解』を含めた考察はなされていない。<sup>(7)</sup>

本稿では、『十王経注解』『観経鼓吹』『戒殺放生物語』の各章段を精読し、産死について記す章段における趣意や

執筆意図が書物の性格によつてどのように異なるかを明らかにする。考察の都合上、刊行が後の作品からさかのぼる形で述べていく。

## 一 『十王経注解』と殺生の罪報

まず、『十王経注解』巻之十三の十一「難・産冤・蒙之説」について検討する。『十王経注解』は、日本撰述の偽経『仏説地藏菩薩発心因縁十王経』（以下『十王経』<sup>(8)</sup>）に了意が注解を施した通俗仏書である。『十王経』は、中国撰述の偽経『仏説預修十王生七経』<sup>(9)</sup>を基に平安末から鎌倉初期にかけて成立したと考えられている。『十王経注解』「難・産冤・蒙之説」は、五道転輪王（三周忌における亡者の最後の審判を下す王）の偈文「後、三所歴、是閻津ナリ／好悪唯憑、二福業ノ因、一不善ナルハ尚ラ（左訓トヒサシク）憂、二千日ノ内、一胎・生産・死、夭亡ノ身ナリ／邪見放逸ノ過カ／愚癡無智罪ノ猶、如クシテ車ノ輪ヲ廻ルガノ常ニ在リ、三途ノ獄ニ」<sup>(11)</sup>の中の「胎・生産・死ノ夭亡ノ身ナリ」についての注解に当たる。この章段では、難産と殺生の業報について次のように説いている。

胎生産死トハ亡、後一千日第三年ヲ過テ生、処定マラザル者ノ、仮令一人、中ニ生スレドモ胎、落夭、亡シテ寿、福無シト也。復次二世ノ分、産ノ者ノ、或ハ生レ易キ者アリ。或ハ生レ難キ者アリ。（中略）其ノ難・産ノ者ノハ多ク、宿世殺業（命あるものを殺害する悪業―筆者注）ノ冤蒙（怨みを蒙ること―筆者注）ナリ。経、懺ノ文ニ曰、宿無二冤・債（罪を負うこと―筆者注）一者ノ頃、刻ニ（寸時に―筆者注）生、下ス。（中略）若、是冤蒙ノレバ、三朝尚、日不シテ、即チ与レ嬢分、解セ、使、三其産、母ノ腹、中ヲシテ猶、如クナラ、二刀ヲ以、割、一、一人ノ痛、苦難シ、当リ合、家驚、惶憂、懼、ス、是難生、一、準、非ズ。謂、横、産、逆、産、或ハ嬰兒ヲ割、碎シテ挽、出ダス皆殺、一生

ノ業・感（殺生業による報いを受感すること―筆者注）ナリ。或ハ子一死シテ母全タク、或ハ母絶シテ子活ク。  
 ①再<sup>タビ</sup>冤業（殺生業―筆者注）ノ重キ者ノハ子一母俱ニ亡ジテ同ク地獄ニ陥入ス。是一切ノ孕婦ハ先  
 ツ狗ノ肉、鱸<sup>セシ</sup>・鮮<sup>セン</sup>（左訓・ドヂヤウ、ウナギ、<sup>ケイ</sup>雞（左訓・ニハトリ）、卵<sup>ラシ</sup>、鳥<sup>ウ</sup>・雀<sup>ジヤク</sup>、螺<sup>コウ</sup>、蛤<sup>カク</sup>（左訓・サマイ、ハマグリ）ノ類ヲ喫コトヲ得ザレ。  
 カナラ要ズ預カジメ齋・戒精・進ニシテ観音普門品ヲ礼・誦シ罪障ヲ懺悔シ冤ヲ解キ福ヲ祈リ諸ノ善・事ヲ作シ命ヲ買<sup>カフ</sup>テ生ヲ放<sup>ツ</sup>ニ必ズ子一母双ベテ全タク災ヲ銷<sup>ケシ</sup>テ寿ヲ延<sup>ノブ</sup>ト云ヘリ。<sup>12</sup>

了意はこの中で、難産・産死は前世で殺生を犯した報いであるとし、殺生の重い怨みを負った場合には、母子とも  
 に地獄に落ちる（傍線部①）と述べている。それゆえ妊婦は魚鳥獸肉のたぐいは口にせず、齋戒精進して「観音普門  
 品」〔妙法蓮華経観世音菩薩普門品〕のこと。以下、『観音経』と称する）を讀誦して懺悔すべきであると説いている。  
 この章段は次のように続く。

胎生トハ謂ク或ハ胎中ニ託シテ月未ダ足ラズ、毒ニ中リ側欠<sup>ソクケツ</sup>驚倒<sup>（左訓・ツマツキオドロキタル）</sup>スルニ由テ胎墮<sup>オチ</sup>テ死ス  
 ル者ノ有リ。是レ宿世ノ殺業薄・福（前世の殺生罪のため善根がなく福德（功德）が薄いこと―筆者注）ノ因、  
 縁<sup>ニ</sup>由テ産一<sup>ニ</sup>生セズシテ死<sup>ス</sup>亡ス。②或ハ父・母至一愚ニシテ性<sup>クラ</sup>・理ニ昧ク因<sup>ニ</sup>果ヲ知ラズ毒・藥ヲ以テ胎ヲ墮  
 シ鍼<sup>ニ</sup>・石ヲ以テ流産セシメ、亦ハ生一<sup>ニ</sup>下スルニ至テ、或ハ即<sup>オチ</sup>・時二<sup>ニ</sup>庄一殺シ、或ハ水・涯<sup>レンシメ</sup>ニ浸一殺シテ血一盆ニ  
 淹<sup>エン</sup>・棄<sup>キ</sup>ス。実ニ痛・傷スベシ。③此ノ冤<sup>ワダ</sup>必ズ亦タ報ジ来ル、生々遂ニ絶ヘカラズ。嗚乎、虎<sup>（原文マゴ）</sup>・狼<sup>（原文マゴ）</sup>ダモ子ヲ食  
 ハズ、然ルヲ親トシテ自ラ手ヲ下シテ子ヲ殺ス。是レ寿夭<sup>ハ</sup>一定ノ報ナリ。

ここでは、胎児が生を受けたにも関わらず生まれてくることができないうのは、母の前世の殺生業に対する報いであ  
 るとし、また父母の流産・墮胎行為は善悪の因果について無知である報いであるとしている（傍線部②）。そして墮  
 胎する父母も、墮ろされた胎児も、罪業を滅しない限り輪廻転生してもその報いは絶えることがなく（傍線部③）、

長寿か短命か（「寿夭」）は定められた報いであると結んでいる。ここで注目すべきは、産死の理由の一つである墮胎を殺生と見做す考え方が読み取れることである。

次に傍線部①②③について、『十王経』の偈文中の「愚癡無智罪ノ猶ヲ如クシテ車ノ輪ノ廻ルガノ常ニ在リ三途ノ獄ニ」と照らし合わせながら解釈してみたい。「愚癡無智」については、『十王経注解』巻之十三の十九「愚・癡無・智付地獄受・苦之相」に「愚癡無・智トハ謂ク善・悪好・醜ノ分・別無ク禍・福災・祥ノ慮・知無シ。」と説明されている。これを踏まえて傍線部②「或ハ父・母至・愚ニシテ：」を読むと、父母が因果について無知で、善悪の因果によって禍福（災祥）が分かれることを理解していないために墮胎という殺生を犯す、という論理が読み取れるのではなからうか。また「愚・癡無・智付地獄受・苦之相」には、愚癡無智罪で地獄に落ち、責め苦の絶えないことが描写された後、「如レ是ノ百千歳此ノ苦痛ヲ受テ罪業尽テ獄中ヲ出デ、復ッ種々畜生ノ中ニ生シテ常ニ暗・冥ニ処シテ相ト啗ト受・苦無・量ナリ。畜生ノ罪竟ヲ或ハ人中ニ生スレバ貧窮下賤ニシテ佗ノ為ニ驅・使セラレ形・貌醜・陋ニシテ或ハ五・根残・缺シ或ハ短命ニシテ身死シテ還テ泥犁ニ墮テ輪転無窮ナリト云ヘリ。」と説明されている。愚癡無智罪を負った者はその罪に対する地獄での責め苦が一度で終わらないだけでなく、畜生道に落ち、また人に生まれたとしても短命などの報いを絶えず受けることになるという。傍線部③「此ノ冤必ず亦ッ報ジ来ル、生・々遂ニ絶ヘカラズ。」もこれと同様に、罪の報いが絶えないことを述べたものと言える。また、「愚癡無智」ゆえに殺生という悪を犯してしまふとすれば、傍線部①「再ッ冤業ノ重キ者ノ：」は殺生の罪に対する報いとして三途の中の地獄に落ちることを述べたものと思われる。

次に、『十王経注解』巻之十三の十二「墮・胎・胎・胎・報ノ事・実」に目を向けたい。この章段で語られる話は、「文昌化書」こと、『文昌帝君化書』（中国の善書。<sup>13</sup>序文に「称元仁宗延祐三年」とある）に見られるもので、宋の元秀

が「妾<sup>オモモノ</sup>ノ腹ニ生ハ所<sup>ロ</sup>妾<sup>モノ</sup>ノ多クシテ月<sup>ツギ</sup>ニ生ム。男兒女子ヲ云ハズ生ル、ニ墮<sup>ヲシ</sup>テ圧<sup>シ</sup>殺<sup>ス</sup>テ是ヲ埋ムコト数・多ナリ」と、生まれたばかりの子たちをむやみに殺した罪で生きながら畜生となり、死後もあの世で処罰されるといふ内容である。これを前掲の平仮名本『因果物語』「はらみ子をおろしてむくひける事」と比較すると、妊娠あるいは出産した者ではなく、実際に墮胎を犯した者（老婆・夫）が現世での悪行に対する報いをすぐに受ける点が共通していることがわかる。殺生という罪に対する報いを描写することによって、墮胎行為という殺生を戒めていると言えよう。『十王經注解』では、「難・産冤・蒙ノ之説」で墮胎を殺生と見做す考え方を示し、続く「墮・胎心・報ノ事・実」で悪報の具休例を示すことで、墮胎の罪報についての自説を補強していると言える。

## 二 『観経鼓吹』と大勢至菩薩

次に、『観経鼓吹』卷二十一の二十二「産難冤責之弁」について検討する。『観経鼓吹』は、浄土三部經の一つである劉宋の曇良耶舍訳とされる『観無量寿經』（以下『観経』）<sup>（キヤウリョウヤシヤ）</sup> について注釈を付した書である。『観経鼓吹』「産難冤責之弁」は、『観経』の「勢至観」（大勢至菩薩を観すること）の「作是観者、不処胞胎、常遊諸仏浄妙国土。」<sup>（14）</sup>（この観をなせば、胞胎に処せず、常に諸仏の浄妙の国土に遊ぶ）<sup>（14）</sup> 中の「胞胎」<sup>（14）</sup> についての注釈に当たる。胞胎とは胎生の意であり、胎生とは母胎に宿ることを意味する。次に原文を挙げる。

況<sup>ヤ</sup>亦<sup>タ</sup>人<sup>ノ</sup>間<sup>ノ</sup>胞<sup>ノ</sup>胎<sup>ノ</sup>所<sup>ニ</sup>生<sup>ニ</sup>於<sup>マ</sup>。或<sup>ハ</sup>前<sup>ノ</sup>世<sup>ノ</sup>業<sup>障</sup>ニ由<sup>リ</sup>、或<sup>ハ</sup>過<sup>去</sup>ノ冤<sup>讐</sup>（受けた怨み―筆者注）<sup>ニ</sup>由<sup>テ</sup>三朝  
兩<sup>ノ</sup>日<sup>ヲ</sup>歴<sup>テ</sup>嬢<sup>ハ</sup>分<sup>ト</sup>産<sup>セ</sup>ズ。其<sup>ノ</sup>母<sup>ノ</sup>腹<sup>痛</sup>一苦<sup>シテ</sup>堪<sup>タ</sup>難<sup>ク</sup>合<sup>家</sup>徬<sup>徨</sup>憂<sup>懼</sup>シテ百<sup>ノ</sup>計<sup>ヲ</sup>臆<sup>テ</sup>落<sup>シ</sup>多<sup>ク</sup>方<sup>胸</sup>ヲ焦<sup>ス</sup>。或<sup>ハ</sup>横  
逆<sup>ニ</sup>産<sup>シ</sup>難<sup>ニ</sup>臨<sup>ミ</sup>テ容易<sup>ク</sup>解<sup>ス</sup>一<sup>ニ</sup>生<sup>セ</sup>ズ。（中略）或<sup>ハ</sup>子<sup>ハ</sup>以<sup>テ</sup>生<sup>ス</sup>ルコトヲ得<sup>レ</sup>ド母<sup>ハ</sup>悶<sup>シ</sup>絶<sup>シ</sup>、或<sup>ハ</sup>母<sup>ハ</sup>命<sup>ヲ</sup>得<sup>ト</sup>雖<sup>ドモ</sup>

兒ハ即チ殞ン一シヤク殤ク（死去・夭折―筆者注）ス。亦ハ子母俱ニ亡ジテ同ク泉下ニ趣ムク。皆ハ是殺リ業冤責ノ重キ所一以シ、是レ如ク何ンガ為シ。復ク其ノ中ニ兒一ヲ把ツ壓シ浸ス（注訓・ヲシニコシシツメコロス・シ、忽チニ血一盆ニ淹ニ棄キシ、亦ハ鍼一葉ヲ以テ残リ害ス。闇中ヨリ闇ニ裏ニ倒リ却セシム。実ニ恐ルベク憐レムベシ。（中略）烏乎ア寿夭ハ皆ナ前ニ定テ（前世に定まつたこと―筆者注）也ト云フト雖ドモ如ク今故ニ殺ス者ノハハ仏法ノ中ニ業有リト説キ律令ノ中ニモ亦タ容ス（15）。

了意はこの中で「人間胞胎」に言及し、難産・産死について詳述している。ここでも『十王経注解』と同様に、難産・産死・墮胎されること・夭折を殺生の罪報としており、その罪の重い場合は母子ともに「泉下」へ赴くことが述べられている。なお、墮胎することを殺生と見做しているが、妊婦のための殺生戒や『観音経』の説誦による懺悔についての記述は見られない。結論から言えば、『十王経注解』とは異なり、『観経鼓吹』では大勢至菩薩の力を際立たせるために、『観音経』説誦には言及しなかつたと考えられる。

本章段の執筆意図について確認するにあたり、本章段に先立つて「胞胎」に言及している『観経鼓吹』卷二十一の二十「胞胎通局別釈」を参照しておきたい。この「胞胎通局別釈」は前掲『観経』の経文中、「胞胎」についての通釈に当たり、大勢至菩薩の力と「不処胞胎」についての諸注釈に言及している。次に原文を挙げる。

作ニ是觀一者不レ処ニ胞一胎ニ常ニ遊ブ諸ニ仏淨一妙ノ國一土ニトハ所ル謂ハ若淨土ニ往リ生ス者ノハ不レ淨胞一裏ノ胎一生ヲ受ケズ。夫レ未ダ胎ハ孕ニ生ヲ離レザル者ノハ生ニ死相一統シテ断リ絶ナシ。今是④大勢至ノ智ハ慧光明ノ照シ觸ヲ被ブリ觀ニ想成スル者ノハ無量生死ノ重罪ヲ滅スルガ故ニ三界四一生ノ因亡ジ果滅シテ娑婆五一道輪回ノ安業一一時ニ頓ニ捨テ、彼土ノ宝蓮台一上ニ託シ生ス。永ク胞一胎繫縛ノ穢身ヲ絶スル所以ヲ明ス。⑤疏曰、不処胞胎等者脱シテ二娑婆ノ苦一生ニ仏ノ淨土一。（中略）⑥今家ハ惣シテ三界二約シテ胞胎ヲ積セラル。⑦礼讚曰、流ニ浪シテ三界ノ内ニ一癡愛ヲ以ルト胎獄ニ一矣。又⑧疏文ニハ永絶胞胎常遊法界ト釈シ玉フ。



まず傍線部④「大勢至ノ智一慧光明……」では、大勢至菩薩の智慧の威徳による滅罪（無量生死の罪の消滅）<sup>(16)</sup>によつて、「三界四生」<sup>(17)</sup>の因果も滅せられるとする。次に傍線部⑤「疏曰、……」では宋代の元照述『観無量寿仏経義疏』<sup>(18)</sup>「観経」の注釈書。以下『観経新疏』を引用し、「不処胞胎」とは娑婆の苦から脱し浄土往生することであるとす。傍線部⑥「今家ハ……」では善導が三界という範疇において胞胎を解釈していると述べ、傍線部⑦「礼一讚曰、……」では善導集記『往生礼讚偈』<sup>(20)</sup>から、衆生は三界にさまよい、愚癡と貪欲ゆえ胎獄に入るといふ記述を引用している。また傍線部⑧「疏文ニハ……」では善導集記『観無量寿仏経疏』<sup>(21)</sup>（以下『観経疏』）における、永く胞胎を脱して常に法界に遊ぶといふ解釈を引用している。

以上、了意は特に善導の注釈を多く踏まえながら記述していることがわかる。「胞胎通局別釈」では胎生の苦からの解放を意味する「不処胞胎」について述べているが、胎生の苦とは母胎に宿る苦しみを意味し、仏教的には転生輪廻する苦しみを表すので、「不処胞胎」とは転生輪廻の苦しみから脱することと解することができよう。なお、了意は「産難冤責之弁」において特に人間胞胎を説いているが、人間の受ける胞胎（胎生）の苦とは産苦に当たるので、ここから難産や産死の話に移ったと言える。

ちなみに、「産難冤責之弁」に続く二つの章段では、難産と産死にまつわる中国の二つの故事説話が紹介されている。一つ目は、卷二十一の二十三「釈圓澤改<sup>テ</sup>生遇<sup>ラ</sup>李源<sup>ニ</sup>而歌<sup>フ</sup>事实」である。この話は、洛陽の恵林寺に寓居する沙門圓澤と隠士李源の深い縁についての話であり、難産で三年間生まれて来ることのできなかつた胎児が、実は圓澤の生まれ変わりだったという内容で、母親が三年間出産できずにいたのは前世の業によるものとされている。もう一つは、卷二十一の二十四「唐ノ高宗帝建<sup>ツ</sup>慈恩寺<sup>ヲ</sup>」である。「唐ノ高宗皇帝ノ母長孫夫人始メ高宗帝ヲ懷<sup>シ</sup>テ月満<sup>テ</sup>産ノ氣ツキ玉フ。数<sup>一</sup>日ヲ重テ誕生無シ。（中略）夫人ハ薨シテ太子ハ全タシ。」とあり、唐の高宗皇帝の母が難産の

すえ産死し、赤子（のちの高宗皇帝）は生き残ったという話で、高宗皇帝は、自分の命と引き換えにこの世を去った母の恩を尊び、大慈恩寺を建てて冥福を祈ったとある。了意は難産・産死の例としてこの二話を紹介していると思われるが、注目すべきは「唐ノ高宗帝建ツニ慈恩寺ヲ」の結びに置かれている次の文章である。

如是ノ胞ノ胎産ノ育ノ中ニハ種々ノ不祥違戾ノ事有リ。

憂ノ愁恐怖ノミ有テ喜ノ悦ノ眉拓クコト少ナリ。

⑨今は勢至菩薩ノ大智光ノ明ノ威ノ徳ニ依ガ故ニ永ク三界ノ獄ノ胎ヲ出シ離シ速カニ閻ノ浮受シ生ノ胞ノ衣ヲ絶シ去シ辺地蓮ノ胎ノ障リヲ消シ直チニ華ノ台ノ上ニ自ニ然化シ生シ即ニ悟無生ノ広益ヲ蒙リ遊シ歴十方ノ快樂ヲ受ベシ。此故ニ不処胞ノ胎ハ往生ノ果ノ徳常遊十方ハ主後ノ徳ノ利也。

冒頭の「如是ノ胞ノ胎産ノ育ノ中ニハ……」からわかるように、直前に示した難産・産死にまつわる二つの故事を不運、不祥のこととし、傍線部⑨では、これらのような不祥事は種々あるが、すべて大勢至菩薩の力によって永く「三界ノ獄ノ胎」を離れ、直ちに我々の住む世界に生まれる胞衣を絶え去ることができるとしている。

ここで、この傍線部⑨の「三界ノ獄ノ胎」という表現に注目したい。前掲「胞胎通局別釈」の傍線部⑦にも「流シ浪シテ三界ノ内ニ癡愛ヲ以テ入ルトニ胎ノ獄ニ」という一節がある。前述の通りこの箇所は善導の『往生礼讃偈』によるものであった。善導の著述以外に「三界ノ獄胎」について述べている文献があるか調査したところ、『観経疏』の注釈書である良忠撰『観無量寿経四帖疏伝通記』（以下『伝通記』）に次のような記述が見いだせた。<sup>(23)</sup>

### 観経定善義伝通記巻第三

本曰十一就下至勢至觀竟

經ニ不処胞胎ノ者若生ニ淨土ニ不レ受ニ胎生ヲ

（中略）

⑩或ハ胞胎ト者三界ノ牢獄ヲ以為ニ胞胎ト一

故ニ⑪礼賛ニ云流ニ浪シテ三界ノ内ニ一癡愛入トニ胎獄ニ一

或ハ胞胎ト者指スニ疑惑胎生ヲ一

故ニ環興ノ云非ニ唯離ノミニ親胎ヲ一亦乃遠カルニ華台ノ之胎ニ一

故ニ云ニ不処胞胎ト一上<sup>(25)</sup>

この記述は「不処胞胎、常遊諸仏浄妙国土。」についての注釈に当たり、『観経』にいう「不処胞胎」について、浄土往生すれば胎生を受けない意であると指摘している。傍線部⑩では胞胎についての解釈において「三界ノ牢獄」という表現を用いている。傍線部⑪では、「胞胎通局別釈」の傍線部⑦と同様『往生礼讃偈』の文を引く形で「三界」「胎獄」という記述がなされている。これは、「唐ノ高宗帝建ツニ慈恩寺ヲ一」の結文・傍線部⑨の「三界ノ獄ト胎ト」も近似している。元来、「胎獄」とは母胎に宿る苦しみ（胎生の苦）を牢獄に喩えたものであるが、仏教的に転生輪廻の苦しみに置き換えると、「三界の胎獄」とは三界にさまよい転生輪廻する苦しみを牢獄に喩えたものと解することができる（「三界の獄胎」「三界の牢獄」も同意のものと同見做せる）。了意は胎生の苦を説くに当たり、『観経』の注釈書の『観経新疏』や『観経疏』そして『往生礼讃偈』だけでなく、『観経疏』の注釈書の『伝通記』をも参照している可能性があるのではなからうか。

以上をまとめると、了意は『観経鼓吹』の中で『観経』「勢至観」の「不処胞胎、常遊諸仏浄妙国土。」について注釈を付すにあたり、胎生の苦を述べる中で、産苦つまり難産や産死の話に言及していると言える。また、『往生礼讃偈』やおそらくは『伝通記』の記述も踏まえて胎生の苦しみとは三界の中で生死流転を繰り返す苦しみであり、それを牢

獄に在るようなものだと喩えている。さらに最も注目すべきは、人間胞胎についての注釈の中で、難産・産死は前世の殺生業によって受ける苦しみであり、三界の中で転生輪廻の苦しみを受けることく、その業報は転生輪廻しても終わらないものであるが、大勢至菩薩の力によって罪障が消滅されることで、そこから脱し浄土往生することができる」と説いていることである。『十王経注解』で述べていた産死（短命・夭折）という罪報に対する『観音経』の読誦と懺悔による滅罪、そして滅罪による長寿の記述とは趣旨が異なっている。罪報に重点を置いていた『十王経注解』の内容と比べると、『観経鼓吹』は大勢至菩薩による滅罪に重点が置かれた内容になっていると言える。

### 三 『戒殺放生物語』と『帰元直指集』

最後に、『戒殺放生物語』における産死について記された章段について検討する。『戒殺放生物語』は、その序文に「（こ、 粵に、近頃雲棲寺蓮池株宏大師の戒殺放生の文とて世に梓行す。唐僧隱元琦禪師、これに戒殺放生の二偈并に跋あり。（26）」とあるように、明代の禅僧・株宏（一五三五—一六一五）撰『戒殺放生文』（寛文元年跋和刻本）を和訳した書であるが、本文には宗本撰『帰元直指集』に基づく箇所のあることが指摘されている。以下で検討する、産死について記した章段も『帰元直指集』に依拠して書かれており、原典『戒殺放生文』には記述の無い箇所である。（27）

具体的に確認していききたい。『戒殺放生物語』巻の一「戒殺の事」の原文は次の通りである。

次の生にはふかき報をうくといふは、たとへば豆をうゆれば豆を生じ、麦を蒔ば麦の生るがごとし。（12）殺生のたねをうゆれば、死して等活地獄におつ。（中略）（13）実に流転して六趣四生を出はなれず、（中略）人と生るゝ事あれども、猶（14）いにしへの罪によりて命はなはだ短ければ、その時も後世をしらず、死しては又悪道に帰る。是永

き報にあらずや。

ここでは、殺生の罪報としての墮地獄（傍線部⑫）と短命（傍線部⑭）、そして生死流転を繰り返すこと（傍線部⑬）が言及されている。傍線部⑬「実に流転して六趣四生を出はなれず……」については、『帰元直指集』下巻四十七「破二不・信因・果ヲ」に、「因果録ニ云ク。要セバ知ント二前・世ノ因ヲ。今・生ニ受ル者是。要セバ知ント二後・世ノ果ヲ。今・生作者ノ是。又云ク。仮使百一千劫所ノ作業不亡。」とあり、前世の行いによつて現世にその報いを受け、永く終わらないという同意の内容が見える。傍線部⑭「いにしへの罪によりて命はなはだ短ければ」は、前世の罪に対する報いとしての短命についての記述であるが、前掲『十王経注解』「難・産冤・蒙ノ説」にも胎児の死産に関して「是レ寿夭、定・報」とあり、『観経鼓吹』「産難冤責之弁」にも「寿夭、皆前・定」とあった。「定・報」「前・定」は「前世に定まったこと（前世の罪に対する報い）」という意味を内包しており、これらの仏書では胎児の死産（短命・夭折）を前世の罪の報いとしてとらえていると解せる。これと同じ認識がすでに『戒殺放生物語』に記されていることがわかる。

傍線部⑯「殺生のたねをうゆれば、死して等活地獄におつ。」については、次に示す『戒殺放生物語』巻一の三「子を生て殺生すべからざる事」の章段を踏まえて検討したい。

されば、⑮難産して母苦み、或はその子死し、又は母も死するものあり。是みな過去の殺生業の中より来り、むくひの罪のいまだ果ざる所なり。外典のうへには、子を孕ぬるよりは口妄に食せず、耳みだりにきかず、目みだりに見ず。詩をとなへ、樂をきき、心を静にして天道を念ずる。その子生れて、利根聡明に、病なく命長しと也。胎教の定めかくのごとし。仏経の中には、猶そのをしへあり。⑯母も子もこと故なく安く平産すべきには、まづ一切の女人もし子を孕なば、五辛を喰はず、鳥兔等を食せず、心を静にして、齋をいとなみ、陀羅尼経又は観音

經等を日ごとにより奉り、仏菩薩の名号をとなへ奉れば、過去の業惡既に滅して心やすく平産し、命をたもつべしと也。然るを、その子生れたりとて魚鳥をころし、よろこびとせば油をかけて、もゆる火をすくふがごとし。その火いよ／＼もゆる事疑なし。惡の上に惡を重ねる殺業の因縁いかでか報なからんや。わが子のいとをしきをもつて、鳥けだものにもよぼし、只つゝしみてころす事なかれ。

傍線部⑮「難産して母苦み、或はその子死し、…むくひの罪のいまだ果ざる所なり」では、難産で子が死ぬか、子どもに死ぬ場合があり、その理由は殺生の罪報によると説いている(『十王経注解』「難・産冤・蒙ノ説」にも「再タビ冤業ノ重キ者ノハ子・母俱ニ亡ジテ同ク地・獄ニ陥入ス。」とあった)。そして⑯「母も子もこと故なく安く平産すべきには、…命をたもつべしと也」では、安産のための殺生戒と『陀羅尼經』『觀音經』等の読誦による懺悔について書かれている(『觀音經』の読誦については、『十王経注解』にも記されていた)。

この章段における『帰元直指集』下巻七十六「分・産解スル 冤ニ戒殺ニ」の利用についてはすでに指摘されている。<sup>29)</sup>『帰元直指集』の原文は次の通りである。

(前略) 経懺ニ云ク。宿無ニ冤債一者ノハ。頃一刻生レ下。令シテニ下。(左訓)シム。其ノ産・母ラニ不ズ覺(不ラ)レ知ラ。若シ一是レ冤蒙ラレバ。三・朝兩・日。不ズシテニ即与レ嬢分・解セ。使シテニ下。(左訓)ム。其ノ産・母ノ腹・中ヲ。猶ラ如クナラ。中以割上。一一人ノ痛・苦難レ当タリ。合一家驚・惶憂懼ス。(中略)或ハヨホサカサマニ。或把テニ嬰・兒ヲ割・碎シテ而生レ。如ク此ノ多・種ノ難・生。実ニ從テニ殺・業ニ銳ナリ。感冤尤モ一重者ノハ。或ハコトヲ以テ得レ生コトヲ。母因テ産ニ絶。或ハ母雖ドモ得ルレ命ヲ。子便チ傾俎ス。⑰再タビ有ルニ冤業ノ重キ者ノハ。母子俱亡。同ク入ルニ地・獄ニ。(中略)一一切懷・妊ノ婦一人。不レ得レ。喫ニ狗・肉鱗・魚。烏雀螺・蝸ノ類ヲ。惟要ニ預先ツ斎戒精・敵ニシテ。頂ニ礼シテ陀羅尼經三・五・部。或ハ觀音經五・七・卷ヲ一懺シテ罪解シテ冤。折レ福保シテ命ヲ。再タビ能ク作ニ諸善。



部にすぎず、流産・墮胎（する・される）を産死の理由とする記述は見られなかった。この章段では、前掲「外典のうへには、…胎教の定めかくのごとし。…過去の業悪既に滅して心やすく平産し、命をたもつべしと也。」のように、安産のための殺生戒と読誦による懺悔に関する内容が大部分を占めている。なお『帰元直指集』「分一産解スル<sup>アツアルヲ</sup> 冤<sup>ニ</sup>戒殺<sup>ニ</sup>」にも、安産のための殺生戒と読誦による懺悔に関する言及が見える（『陀羅尼經』『觀音經』への言及があり、『戒殺放生物語』の該当箇所と合致する。典拠の經典名をそのまま引用したことがわかる）。ちなみに、前掲『十王經注解』における妊婦の殺生戒や『觀音經』の読誦に関する記述も『帰元直指集』の内容を要約する形で取り入れていると思われるが、僅か数行に過ぎない。

ところで、『戒殺放生物語』「子を生て殺生すべからざる事」は従来、原典『戒殺放生文』二「生<sup>テ</sup>子<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>宜<sup>ク</sup>ニ殺<sup>ス</sup>」に依拠していることが指摘されてきた。<sup>(30)</sup> 私に両書を比較した結果、『戒殺放生物語』の子の誕生を祝うために鳥獣の子を殺すことを戒める内容（一前略）されば一切の鳥獣・傍虫のたぐひまでも、各其子を愛する事、更に人とかはる事なし。（中略）然るを人として、わが子の生まれし悦に、他の鳥獣の子をころして食はん事、その理あるべきや）は、『戒殺放生文』「生<sup>テ</sup>子<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>宜<sup>ク</sup>ニ殺<sup>ス</sup>」の主題（一前略）：慶<sup>シテ</sup>ニ我<sup>ガ</sup>子<sup>ノ</sup>生<sup>ラ</sup>、令<sup>シテ</sup>（左訓）ムニ<sup>レ</sup>他<sup>ノ</sup>子<sup>ヲ</sup>死<sup>セ</sup>一於<sup>テ</sup>心<sup>ニ</sup>安<sup>キ</sup>ヤ一乎。（中略）噫<sup>、</sup>人<sup>ノ</sup>畜<sup>雖</sup>（ヘドモ）殊<sup>也</sup>ト。愛<sup>スル</sup>ノ子<sup>ヲ</sup>心<sup>ハ</sup>一也。安<sup>ソ</sup>可<sup>レ</sup>殺<sup>ス</sup>歟<sup>（</sup>31<sup>）</sup>」を基に執筆したものと思われた。つまり『戒殺放生物語』「子を生て殺生すべからざる事」は、『戒殺放生文』の主題を基に執筆した箇所と、『帰元直指集』「分一産解スル<sup>アツアルヲ</sup> 冤<sup>ニ</sup>戒殺<sup>ニ</sup>」を基にして執筆した箇所とが接合された内容になっていると考えられる。つまり『戒殺放生物語』は、『戒殺放生文』の主題である殺生戒を説く上で、『帰元直指集』に基づき、実生活で実践できる安産のための心得を書き加えており、教訓的な内容になっていると言える。



#### 四 教訓物以外の仮名草子における「産死」

了意の著作態度として、仮名草子と仏書における特定の文献・話柄・素材の再利用が指摘されてきたことは既述した。「産死」という素材は、教訓物だけでなく、他にもいくつかの仮名草子に見られる。例えば平仮名本『因果物語』巻二の十六「母の亡霊まうれい」三年の間、子を生立そだし事」は難産で死んだ母が幽霊となって現れ、赤子を育てる幽霊女房譚である。『伽婢子』（寛文六年刊）には、産死した母の幽霊の産み育てた赤子が、成人して非凡な能力を発揮する人物となる話（巻五の四）が見える。さらに『狗張子』（元禄五年刊）巻二「原隼人佐はらゆとのすけだくせん諱仙」に産死した母の墓から生まれた赤子の成人後の活躍を描く墓中出生譚が見られる。このうち、『伽婢子』の話について紹介し、本稿で考察した仏書および教訓物の仮名草子における趣旨との違いについて指摘しつつ、了意の著作態度について考える。

『伽婢子』巻五の四「原隼人佐はらゆとのすけだくせん鬼胎」（以下「原隼人佐」）は、産死した母が地藏菩薩の功德を得て幽霊となって現れ男子を産み育てたという原隼人佐の異常誕生にまつわる話である。この話について注目したのは、赤子（隼人佐）の存命と活躍という赤子の行く末が書かれていることである。結論から言えば、これは、作中に産死者（母子）を救済する神仏が登場することと連動している。具体的には、地藏菩薩の力によって一度死んだ母が幽霊になってこの世に戻り、男子を生んで三歳になるまで育てたところで、夫に「我はまことは人間にあらず。君といまだ縁深かりし故に、上条の地藏ぼさつ冥官におほせて、たましみをゆるしはなちて、三とせこのかたのちぎりをむすばせ給（32）へり」と言い残し、子を置いて消える。子は成人後に大活躍するという結末となっている。このように、産死者の行く末は、それを救済する神仏への信仰と結びつけられていることがわかる。

『十王経注解』『観経鼓吹』および『戒殺放生物語』において確認できた了意の産死観を踏まえれば、「原隼人佐」の話は難産のため母子ともに一度は死ぬが、神仏の力によって滅罪され、母は夫のもとへ戻り、出産と子育てを全うすることができたので、結果的には両者とも救済されたと解釈できよう（母は滅罪されたおかげで、往生することも可能であった）。

なお、産死者と地藏菩薩の関係について近世より前の時代の資料から補足しておく、『日本霊異記』や『今昔物語集』などの説話集で、地藏菩薩は、責め苦に遭う罪人を蘇らせ救済する存在として描かれていることが指摘されている。<sup>(33)</sup>特に、『日本霊異記』下巻九話「閻羅王示「奇表」勸「人令」修「善縁」第九」では、地藏菩薩は産死した女性を救う存在として描かれている。産死した女性を救済する役割を担う地藏菩薩を描く話として最も古い例といえる。なお、中世（室町期）の『養の河原地蔵和讃』<sup>(34)</sup>では、死産した胎児と夭折した子供らを救う存在として地藏菩薩が詠まれている。「原隼人佐」はこうした地藏信仰を下敷きにしていると言える。

以上をまとめると、『伽婢子』の話は、難産と産死を物語のモチーフとして用いる幽霊女房譚であるが、その根底にある産死観は、了意の『十王経注解』『観経鼓吹』『戒殺放生物語』に確認できたものと同様であると考えられる。具体的には、前世の罪業によって難産で母か子、あるいは母子ともに死ぬという産死についての考え方や、神仏への信仰が滅罪・救済に結びつくという考え方が共通している。了意は、産死した母が幽霊となって現れ子育てをするという幽霊女房譚に自らの産死観を反映させ、難産と産死をめぐる新たな物語を生み出したと言える。

本稿では、了意の仏書『十王経注解』『観経鼓吹』および教訓物の仮名草子『戒殺放生物語』に見られる難産・産死への言及に着眼し、産死について記す章段における趣意や執筆意図が書物の性格によってどのように異なるかについて考察した。了意は、産死を殺生の悪報と見做し、難産のみならず墮胎されること、そして夭折をも悪報に因るものとしている。これらは寿命が報いによって異なるとする考え方に基づいたものである。それと同時に、墮胎も殺生に相当し、墮胎を犯した父母も、墮ろされた胎児も、その罪業を滅しない限り、生々その報いを受けるという考え方が読み取れる。産死や殺生戒について、了意は早くに『帰元直指集』に依拠する形で仮名草子『戒殺放生物語』に書いており、胎児の産死（短命・夭折）に関する内容が仏書の『十王経注解』や『観経鼓吹』において再利用されたものと考えられる。一方で、殺生の罪報としての産死という同素材を、『十王経注解』では殺生の罪報に、『観経鼓吹』では大勢至菩薩の威徳による滅罪（を通じた浄土往生）に、『戒殺放生物語』では殺生戒に重点を置いて記しているという違いがあった。これは『十王経注解』が亡者を断罪する『十王経』の注釈書であり、『観経鼓吹』が滅罪を強調する『観経』の注釈書であり、『戒殺放生物語』が殺生を戒める『戒殺放生文』の和訳を含む仮名草子であるという、各々の書物の性格によって、その趣旨を書き分けたものと考えられる。仏書では「産死」という素材を通して殺生の罪報と滅罪を説き、唱導性のある内容になっていたのに対し、仮名草子では安産のための殺生戒を述べており、教訓的なものになっている。

また、『伽婢子』の幽霊女房譚においても、産死と神仏による救済についての了意の考え方は一貫していた。難産

と産死という素材が平仮名本『因果物語』や『狗張子』など、『伽婢子』以外の仮名草子ではどのように用いられているかについては別稿に譲る。また、『観経鼓吹』に記される産死者の救済に関わる大勢至菩薩の存在についても考察の至らない点が多い。今後の課題としたい。

〔注〕

(1) 中世から寺院など仏教教団による仏書の印刷が行われてきたが、近世に入ってから寺院とは関係なく開版・流通する商品、いわゆる町版が現れた。寛永年間(一六二四～一六四四)には多種多様な仏書が容易く手に入るようになり、仏書は大衆化・通俗化するようになる。通俗的な仏書、つまり通俗仏書は僧侶のみならず一般の人々の読み物として人気を得、流通することになった(万波寿子著『近世仏書の文化史―西本願寺教団の出版メディア―』(法蔵館、二〇一八年))。

(2) 和田恭幸「浅井了意の仏書とその周辺」(『国文学研究資料館紀要』第二十二号、国文学研究資料館編、一九九六年三月)、同氏「浅井了意の仏書とその周辺(2) 鼓吹物の変遷と怪異小説の素材源の変容」(『国文学研究資料館紀要』第二十四号、国文学研究資料館編、一九九八年三月)等に詳しい。

(3) 『戒殺物語・放生物語』(浅井了意著、寛文四年刊)は、『戒殺物語』(上)・『放生物語』(下)の合綴本である。ただし、版本の題簽が『戒殺放生文仮名』、『戒殺放生物語』、『戒殺物語・放生物語』の三つに大別される(浅井了意著『因果物語 法花経利益物語 戒殺物語・放生物語 鬼利至端破却論伝・天草四郎』解題(『浅井了意全集』仮名草子編四、浅井了意全集刊行会編、岩田書院、二〇一三年))。本稿では、一般に呼びならわされている『戒殺放生物語』を用いる。

- (4) 平坂名本『因果物語』の刊年については、寛文元年初め（石田元季「鈴木正三」〈藤井乙男『江戸文学研究』内  
外出版、一九二一年）の見解）、万治初年頃（吉田幸一「因果物語の正本と邪本」『文学論藻』第二十三号、東  
洋大学文学部日本文学文化学科、一九六二年十月）の見解）の両説があるが、いずれの説でも片仮名本に先行  
するとする（江本裕『因果物語』をめぐる諸問題―片仮名本検討を通して―『大妻国文』第十一号、大妻女子  
大学、一九八〇年）。
- (5) 宗本（号は一元）は、嘉靖から隆慶にかけて活躍した明代の天台僧。その詳伝は不明（岡田武彦・荒木見悟主  
編『近世漢籍叢刊 和刻影印 思想四編十四』所収『帰元直指集』解題〈荒木悟主執筆〉、中文出版社、  
一九八四年）。
- (6) 宗本撰『帰元直指集』の初刊は嘉靖三十二年、重刊は隆慶四年（前掲注（5）岡田武彦・荒木見悟主編『近世  
漢籍叢刊 和刻影印 思想四編十四』）。「帰元直指集」は、「念仏正信往生」から「行願流通」までの九十七編  
で構成され、事と理の両面から浄土往生を求めることを説く。その中には、不殺生戒、放生等の修行や参禅と  
浄土の修行を論じる。また儒教・仏教・道教三教の因果律を引き、往生のための善因、福としての善行を説く（W  
EB版新纂浄土宗大辞典）。
- (7) 『戒殺放生物語』および『観経鼓吹』の該当章段における『帰元直指集』の利用については、木村迪子「浅井了  
意作『戒殺物語・放生物語』について―中国浄土教思想との関係に注目して―」（『国文学研究』第百八十六巻、  
早稲田大学国文学会編、二〇一八年十月）において初めて指摘されたものである。
- (8) 唐の蔵川述『十王経』（全一卷。別名『十王経』、『仏説十王経』、『地藏十王経』とも）については、十二世紀後  
半〜十三世紀前半の間、日本撰述とされる。『十王経』の成立背景については、本井牧子「十王経とその享受（上）

—逆修・追善仏事における唱導を中心に—」(『国語国文』第六十七卷第六号、京都大学文学部国語学国文学研究室編、一九九八年六月)、同氏「十王経とその享受(下) —逆修・追善仏事における唱導を中心に—」(『国語国文』第六十七卷第七号、京都大学文学部国語学国文学研究室編、一九九八年七月)、清水邦彦「『地藏十王経』考」(『印度学仏教学研究』第五十一卷第一号、日本印度学仏教学会、二〇〇二年十二月)などに詳しい。

- (9) 本井牧子「『預修十王経』の諸本」(『京都大学国文学論叢』第十一号、京都大学大学院文学研究科国語国文学研究室、二〇〇四年三月三十一日)によれば、『預修十王経』は経題に続いて「成都府大聖慈寺沙門藏川述」という記述をもち、経文の間に七字四句の讚が挿入されているものと、「藏川」の名前も讚もないものの二種類に大別されるという。書名の預修とは生前、予め自分のために仏事を修めて死後の冥福を祈ることをいい、故人の成仏を祈って家族や親戚など残された人が法要やお墓参りを行う追善供養の対義語。逆修ともいう。氏は、本書の主題は追善供養ではなく、預修供養にあるとする。

(10) 前掲注(9) 本井牧子「『預修十王経』の諸本」。

- (11) 『十王経』の引用本文は、国文学研究資料館所蔵本(沙門・藏川撰。卷末に「皇和文禄三年甲午七月/沙門得仙加叅板之」とある。請求記号・ワ3・46)による。引用にあたり、適宜濁点を補った。この偈文は、亡者は追善供養により善行を積んでいなければ、次に良い所に生まれられないこと、そして仏法を信じず、修善しない罪、あるいは仏教の教理に無智である罪により三悪道に落ちることを説いている。

- (12) 浅井了意著『十王経注解』(天和二年自叙、天和三年刊。別名『十王経直談』、『地藏十王経注解』とも)の引用本文は、東京大学文学部国文学研究室所蔵本による。引用にあたり、適宜句読点を補い、旧字は改めた。以下、すべての引用文における通し番号および傍線は筆者による。

- (13) 中国宋代以降、民衆を対象に書かれた道徳書の総称で、勸善懲惡を説く。
- (14) 『観経』の引用本文は、『大正新脩大藏経』（大正一切経刊行会、一九二九年）第十二卷所収、三四四中九—十二による。引用にあたり、適宜句読点を補い、旧字は改めた。経文中の「諸仏の浄妙の国土に遊ぶ」とは、諸仏の浄土を回りながら説法を聞く意。
- (15) 浅井了意著『観経鼓吹』（寛文十三年成、延宝二年刊）の引用本文は、『浅井了意全集』仏書編三（浅井了意全集刊行会編、岩田書院、二〇一〇年）による。
- (16) 『観経』は全体として滅罪の思想を強調しているとされている（藤田宏達『浄土三部経の研究』岩波書店、二〇〇七年）。
- (17) 三界とは欲界・色界・無色界の三つの領域（仏教の世界観で、輪廻する生きもの—有情・衆生—が住み、往來する世界の全体）のことで、四生とは胎生・卵生・湿生・化生を意味する。
- (18) 元照（一〇四八—一一一六）述の『観経新疏』の本文は、『大正新脩大藏経』第三十七卷所収、二九八下二十一を参照した。『観経新疏』は、三卷から成り、自序・義門・釈文で構成されている。元照は善導の『観経疏玄義分』と『往生礼讃偈』の所説を受容して、阿弥陀仏の本願による易行の称名念仏を凡夫に勧めている（前掲注（6）WEB版新纂浄土宗大辞典）。
- (19) 善導（六一三—六八一）は、浄土五祖のうち第三祖、浄土真宗七高僧のうちの第五祖とされている。
- (20) 善導集記『往生礼讃偈』の本文は、『大正新脩大藏経』第四十七卷所収、四四三上十六—十九を参照した。『往生礼讃偈』は、一卷から成り、極楽浄土への往生を目的とした具体的な実践の方法と、六時にわたって勤める礼讃文を収録した書。前序、六時礼讃、懺悔発願、後序の順序で構成されている（前掲注（6）WEB版新

纂浄土宗大辞典)。

(21) 善導集記『観経疏』の本文は、『大正新脩大藏经』第三十七卷所収、二六九中十五—十六を参照した。『観経疏』の内容は玄義分・序分義・定善義・散善義の四義で構成されている。『観経四帖疏』、『楷定疏』などともいう(前掲注(6) WEB版新纂浄土宗大辞典)。なお、木村迪子「浅井了意『観無量寿経鼓吹』について—典拠とその執筆背景—」(『国文学研究』第八十一集、早稲田大学国文学会編、二〇一七年三月)は、『観経鼓吹』は『観経』の文句を挙げずに『観経疏』の文を挙げてこれを解説する記述が散見するが、こうした特徴によって一層宗学的な面が強くなったと指摘している。

(22) 「法界」の語意は、①十八界の一である法境、意識の対象。②きまり、定め。③事物の根源。全宇宙の存在、真如(大乘仏教)。④「現実のありのままの世界」と「それをそのようなようにあらしめているところのもの」という二義をもつ(華嚴教学)。⑤世界と法性(真如)との両面がある(天台教学)。⑥全世界。全宇宙など多岐にわたる(中村元著『広説仏教語大辞典』東京書籍、二〇一〇年)。本稿では、文脈上、最も適当と思われる⑥の意味を採ることにする。

(23) 良忠(一一九一—一二八七)は、浄土宗三祖。良忠撰『伝通記』は、『観経玄義分伝通記』六卷、『観経序分義伝通記』三卷、『観経正宗分定善義伝通記』三卷、『観経正宗分散善義伝通記』三卷の十五卷から成る。『伝通記』とは、法然・聖光・良忠三代相伝の念仏の正義を未来に弘通する鈔記、という意味である。

(24) 木村迪子氏は、『観経鼓吹』巻一の十五「三檀四攝之説」など、典拠として良忠撰『伝通記』を挙げている(前掲注(21) 木村迪子「浅井了意『観無量寿経鼓吹』について」)。

(25) 良忠撰『伝通記』の引用本文は、『浄土宗全書』第二卷所収、三六四A十一—十三による。引用にあたり、適宜句



読点を補い、旧字は改めた。

- (26) 『戒殺放生物語』の引用本文は、浅井了意著『因果物語 法花経利益物語 戒殺物語・放生物語 鬼利至端破却論伝・天草四郎』による（『浅井了意全集』仮名草子編四、浅井了意全集刊行会編、岩田書院、二〇一三年）。引用にあたり、適宜濁点や振り仮名を付した。

- (27) 小川武彦「浅井了意の二著につきて―戒殺放生文仮名と出来齋京土産―」（『近世文芸研究と評論』第八号、一九七五年五月）、前掲注（7）木村迪子「浅井了意作『戒殺物語・放生物語』について―中国浄土教思想との関係に注目して―」など。特に、木村氏の研究は、『戒殺放生物語』の典拠としての『帰元直指集』の重用だけでなく、了意の仏書『阿弥陀経鼓吹』『大原談義聞書抄句解』における株宏著の文献（『阿弥陀経疏鈔』）や株宏以前の元代における文献（普度編述『廬山蓮宗宝鑑』）の利用を指摘し、了意と中国浄土教思想との関係を考察するものである。また氏は、「了意のみならず、少なくとも寛文期に至るまでの間に、僧侶を初めとする知識層に中国浄土教思想の土壌があつたことが株宏教学の爆発的流行につながった可能性」についても示唆している。
- (28) ただし、この文は『宝鑑』と『因果録』によるものであり、撰者宗本が独自に記したものではない。宗本撰『帰元直指集』の引用本文は、国文学研究資料館所蔵本（請求記号…ワ3・15・1〜6）による。引用にあたり、適宜句読点や濁点を補い、旧字は改めた。本稿で引用した寛永二十年刊和刻本は前掲注（6）において言及した隆慶四年版を模して翻刻したもの（前掲注（5）岡田武彦・荒木見悟主編『近世漢籍叢刊 和刻影印 思想四編十四』）。

- (29) 前掲注（7）木村迪子「浅井了意作『戒殺物語・放生物語』について―中国浄土教思想との関係に注目して―」。

- (30) 前掲注（27）小川武彦「浅井了意の二著につきて―戒殺放生文仮名と出来齋京土産―」。

(31) 株宏撰『戒殺放生文』の引用本文は、国文学研究資料館所蔵本（請求記号…ワ3・193）による。引用にあたり、適宜句読点や濁点を補い、旧字は改めた。

(32) 『伽婢子』の引用本文は、松田修・渡辺守邦・花田富二夫校注『伽婢子』（新日本古典文学大系七五、岩波書店、二〇〇一年）による。

(33) 渡浩一「地藏菩薩と文芸―地獄の救済者―」（『国文学 解釈と鑑賞』第五十五卷第八号、至文堂、一九九〇年八月）。

(34) 原名は、『西院河原地蔵和讃』（伝空也上人〈九〇三・九七二。浄土教〉御作）。「賽の河原」の初出が、『富士の人穴草子』、『月日の御本地』など室町時代のお伽草子に見られることから、出現を室町期とする指摘がある（本田和子「『賽の河原』考」、柳田国男ほか著・小松和彦編『境界』怪異の民俗学八、河出書房新社、二〇〇一年）。

〔付記〕 本稿は、第四十四回国際日本文学研究集会（国文学研究資料館主催、令和三年五月）における口頭発表の原稿を基に改稿したものである。口頭発表の際に御教示を賜った諸先生方に、深謝申し上げる。